

海面利用制度等に関するガイドライン

第1 海面利用制度等の趣旨

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業や漁村地域の発展に寄与するという極めて重要な役割を担っている。特に沿岸水域においては、多種多様な水産物が様々な漁業種類により水揚げされ、各地の消費者に対して供給されている。また、魚種の特性や水揚げ状況等を踏まえた品質維持・向上等の取組が行われ、漁業者の所得向上にも寄与している。

他方、人口減少社会を迎える中、沿岸水域においては、利用度が低下している漁場も見られるようになり、今後は、既存の漁場の円滑な利用の確保や新規の漁場の確保・有効活用を含め、一層の海面の有効活用を図る必要がある。

こうした状況に対応するためには、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者の意見を聴いた上で、その利用を確保しつつ、協業や地域内外からの参入を含め、水面の総合的な利用を図ることが必要である。

このため、今般の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の改正においては、漁業の免許をはじめとする海面利用に関する基本的制度を見直し、透明性を確保したプロセスの下で制度を運用できるようにするものである。

本ガイドラインは、このように海面利用に関する制度が適切に運用されるように制定するものである。内水面についても、基本的な考え方は海面と同様であることから、本ガイドラインを参考とされたい。

第2 国及び都道府県の責務

国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有するとされている（法第6条）。この規定は、国及び都道府県が、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、客観性・公平性・透明性をもって紛争の防止及び解決を図ることで、漁業生産力の発展に向けて積極的に対応することを求めている。

このため、国及び都道府県は、客観性・公平性・透明性に留意しつつ、関係者との十分な議論を行い、資源評価や漁獲データに基づく科学的な資源管理措置を積極的に取り入れていくとともに、当事者間の話合いの場を設定し、論点を明らかにしながら協議を促進し、紛争の防止やその解決に責任をもって取り組むものとする。

第3 海区漁場計画

1 基本的な考え方

都道府県知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画（内水面については、内水面漁場計画）を定めるものとされている（法第62条第1項及び第67条第1項）。

この海区漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう、漁業権制度及び沿岸漁場管理制度を合わせた全体計画として作成するものである。その際、海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにすることが必要である。

現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から最も適切な海区漁場計画を作成する必要がある。

また、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業を免許する場合（いわゆる「新規漁場」）は、漁場条件の調査を行うとともに、関係する漁業者、漁業協同組合等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保した上で海区漁場計画を作成し、沖合を含めて水面全体が最大限に活用されるよう努力することが必要である。

なお、海区漁場計画の作成に当たっては、改正前の法の考え方と同様に、免許予定日までに手続が間に合うよう留意されたい。

2 海区漁場計画の作成

海区漁場計画は、海面の総合的な利用を推進する観点から、漁場を利用しようとする者などの関係者の意見を聴き、透明性の高いプロセスの下で定める必要がある。

- (1)それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること（法第63条第1項第1号）。

「漁業調整」とは、特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいい（法第36条第2項）、漁業権の設定に当たっては、他の漁業・漁業者の操業に支障を与えることにならないようにしなければならない。

また、ここでいう「公益」については、改正前の法の運用の考え方を引き継ぐものとし、漁場計画の樹立について（平成24年6月8日付け24水管第684号水産庁長官通知）第一の二の（2）のとおり、土地収用法（昭和26年法律第219号）その他土地収用に関する特別法により土地を収用し又は使用することができる事業の用に供する場合は、ここでいう「公益」に該当するが、地域開発計画による単なる工場誘致のための埋立てであって土地収用法の対象とならない事業等の用に供する場合は、ここでいう「公益」には該当しない。

なお、他の法令により漁業の操業が禁止されている水面で操業しようとするもの、免許しても漁海況条件等からみて操業されそうにないもの等については、漁業権として海区漁場計画に含めるべきではない。

- (2)海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項（漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期）が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること（法第63条第1項第2号）。

ア 「適切かつ有効」に活用

「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有しているため、漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っていく必

要がある。なお、「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではない。これらに加え、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

「適切」の判断基準としては、漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないことが必要である。具体的には、漁業関係法令を遵守していること、漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切であること、漁場紛争が起きていないこと又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいること、資源管理を適切に実施していること、漁場改善計画に基づく取組が行われていること等を満たしていることが求められる。

「有効」の判断基準としては、漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないことが必要である。具体的には、操業や養殖が可能な期間を相当程度利用していること、養殖密度等が周囲の漁場と同程度であること、あるいは飼育状態を合理的に説明できること等を満たしていることが求められる。

漁場の一部を利用していない場合であっても、それが資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とする場合のほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている場合、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない場合、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない場合等、合理的な理由に基づく場合は、上記の「適切」の判断基準を満たしていれば、「適切かつ有効」に活用されているといえる。

漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙1）を添付するので、これにより運用されたい。

なお、チェックシートに基づくチェックに当たっては、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況を考慮することが適当である。

本ガイドラインに基づく制度運用が適正に実施された上で、法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているものと考えられる。一方、漁業関係以外を含め法令違反行為の態様が悪質である場合や、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合（その時点では「適切かつ有効」に活用されていても、改善前の状況に戻ることが見込まれる場合を含む）、一旦「適切かつ有効」に活用されていると判断されてもその後改善前の状況に戻った場合は、「適切かつ有効」に該当しない。

イ 「おおむね等しい」

「おおむね等しい」とは、現に免許を受けている漁業者が、引き続き漁場を適切かつ有効に活用できるようにすることを想定している。

「おおむね等しい」と認められるか否かについては、活用漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場の利用の状況等を勘案して、現に免許を受けている漁業権者が、従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断することが適当と考えられる。

したがって、漁場の環境変化等を踏まえて、漁業権の対象となる漁場の位置や規模を調整する場合や、対象となる水産動植物を変更するが従来と同様の漁具を使用する場合等は、「おおむね等しい」と認めて差し支えない。

(3) 漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果（利害関係人からの意見聴取）に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること（法第 63 条第 1 項第 4 号）。

区画漁業権を新たに設定する場合や従来の漁業権者が利用しなくなった場合については、漁業協同組合が免許を受けて組合員間の調整を図りながら漁場を利用することが漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合がある。このような場合には、都道府県知事は、海区漁場計画の作成段階において、団体漁業権として設定することとなる。

「漁業生産力の発展に最も資する」か否かについては、短期的な生産量や生産額のみで判断することは適当ではない。長期的な漁業の継続性や地域の漁業への波及効果も含めて総合的に判断することが適当と考えられる。

団体漁業権として区画漁業権を設定することが、「漁業生産力の発展に最も資する」と認められる場合としては、例えば、①多数の組合員に個別に免許することにより漁場の細分化や漁場利用の固定化を招き、漁業生産力の発展に支障を及ぼす場合、②複数の区画漁業権が重複して設定される際に利用者間を調整し、水面の立体的利用を可能とする場合、③多数の漁業者が共同して販売する場合、養殖業に参画しようとする新規就業者に技術の普及を図ろうとする場合その他経営問題に精通した中立的な有識者が関与した具体的な実行計画により地域経済の発展に資することが明らかである場合等が想定される。

なお、認められない場合としては、個別漁業権の取得を希望する者を妨害する目的で申請を行う場合等が想定される。

3 海区漁場計画の作成の手続

都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない（法第 64 条第 1 項）。

これは、都道府県知事が水面の総合的な利用を促進するためには、関係する漁業者の意見を聴取することはもちろんのこと、これに加え、海区漁場計画の案を作成する段階から、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者など積極的に海面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整することが重要であるからである。「利害関係人」については、地域の実情に応じ、漁業を営む又は営もうとする都道府県外の漁業者等も含まれるが、利害関係人として意見を述べようとする者は、利害関係のあることを疎明する必要がある（漁業法施行規則（以下「施行規則」という。）第 22 条第 2 項）。

このような趣旨を踏まえ、都道府県知事は、その手続の透明性・公平性を確保することが重要であり、新規参入を不当に制限することのないよう必要な措置を講ずる必要がある。同時に反社会的勢力やそれに関連するものが不当に関与することを排除する必要がある。意見の聴取に当たっては、意見の提出方法、提出期限、提出先等、意見の提出に必要な事項を広く周知するため、あらかじめ、インターネット等により公表すること

が必要である（施行規則第 22 条第 1 項）。また、聴取した意見についての検討結果は、公表しなければならないとされており（法第 64 条第 2 項）、例えば、パブリックコメントにおける方法に準じてインターネット等を利用して具体的に公表することが適当である。

なお、海区漁場計画の要件として、適切かつ有効に活用されている漁業権が団体漁業権であるときは、当該漁業権が団体漁業権として設定されていることとされている（法第 63 条第 1 項第 3 号）。当該海区漁場計画の作成の際、漁業協同組合等が当該団体漁業権に関して、総会又は総会の部会の特別決議等を行って意見を集約した場合には、その意見を当該漁業協同組合等の意見として取り扱われたい。

また、都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととされており（法第 64 条第 4 項）、その際、新たに漁業権の設定が行われるときは、その妥当性を明らかにする必要がある。

4 海区漁場計画の変更

都道府県知事が、海面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、漁場利用の変化、社会経済的状況や海況の変化に応じて海区漁場計画を検討し、見直すことは重要である。検討や見直しの結果、定置漁業権から区画漁業権への転換等の利用方法の変更、漁業の種類の追加、漁業時期の延長等を行うに当たっては、現状の漁業権の設定状況、漁場の活用状況や安定的な漁場利用の観点を踏まえ、関係者と紛争が生じないように調整を図り、紛争が生じた場合には紛争の解決を図りながら、海区漁場計画を変更することとなる。

5 その他

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 26 条における酒税法の最低製造数量基準の特例について、特区の周辺の漁場の区域内において養殖される海藻等を使って酒類を製造する場合には、海区漁場計画の「漁業権の設定に関し必要な事項」の中に、個別漁業権の関係地区を記載し、これを明らかにするよう留意されたい。あわせて、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条第 1 項等の規定により改正後の法の免許とみなされる改正前の法の漁業の免許で定められている地元地区又は関係地区は、法第 62 条第 2 項第 1 号に規定する関係地区と解するものとする。

第 4 漁業権

1 漁業の免許

法第 73 条第 2 項第 1 号の場合は、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙 2）を添付するので、これにより運用されたい。

法第 73 条第 2 項第 1 号以外の場合は、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に対して免許をするものとされている（法第 73 条第 2 項第 2 号）。

「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かは、新たに設定された個別漁業権につ

いて複数の免許の申請があった場合に判断することとなる。

この場合においては、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することが適当と考えられる。また、同じ都道府県の水面であっても、個別漁業権の対象となる魚種や漁場の条件により、判断基準が異なることは当然に考えられる。このため、あらかじめ判断基準を定め、複数の免許の申請があった場合に速やかに免許することができるようにしておくことが望ましい。

なお、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有していることから、漁場を活用しなくなった場合においても、その後の持続的な生産活動に支障を及ぼさないようにすべきであり、免許の際、関係者に対し、撤退時等の対応も含めて都道府県知事が責任を持って必要な助言・指導を行うことが適当である。

2 資源管理の状況等の報告

漁業権は、水面の総合的な利用を促進し、漁業生産力を発展させるために必要と認めて免許されるものであり、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない（法第90条第1項及び施行規則第28条）。また、都道府県知事は、当該報告等を受けて漁業権の活用状況を的確に把握し、漁業権が所期の目的に従って行使されるよう適切な措置を講じる必要があるとともに、海区漁業調整委員会に対し必要な報告をするものとされている（法第90条第2項）。

また、都道府県は、前回の資源管理の状況等の報告以降、免許申請までの期間の資源管理の状況等について、必要な報告（資源管理の状況等の報告事項のうち、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）を求め、必要に応じ現場調査を行うなどして漁場利用状況を把握するものとする。これにより、直近の漁場利用状況に基づき「適切かつ有効」であるかを判断するものとする。

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

なお、都道府県は、漁業権者に対し、報告の根拠となる、水産物の漁獲・販売に関する記録の作成と保存を求めることが適当である。例えば、漁獲・販売内容が分かる伝票又は出荷データの記録の保存を求めることが想定され、適切なデータ集計に資するため、組合員行使権者においても、行使状況の基となる各自のデータの記録を残すよう努めるものとする。

また、資源評価や資源管理の充実を図る上で正確な「資源管理の状況等の報告」が適切なタイミングで行われることが重要であることを踏まえ、都道府県は、報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。

(1) 資源管理の状況

① 漁業関係法令の遵守状況

② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況

- ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

(2) 漁場の活用状況

ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあっては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ③ 区画の使用状況

エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

- (3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

3 指導及び勧告

都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならないとされている（法第61条）。

このため、都道府県知事は、漁業権者が次の（1）又は（2）に規定する状態にあると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導し（法第91条第1項）、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべき旨を勧告するものとされている（法第91条第2項）。また、都道府県知事は、勧告をした者が、その勧告に従わないときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる（法第92条第2項第2号）。法第91条に該当する場合には、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、指導及び勧告を行うことが求められる（法第91条第3項）。

また、密漁など、水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善について漁業関係法令に違反する行為を行う者に対しては、関係行政機関と連携して取締りを実施することが適当である。

都道府県は、日頃から漁場の利用状況の把握・確認に努めることが重要であり、問題があると認められる場合には、都道府県知事による法第91条に基づく指導を行い、早期の

是正を目指すことが求められる。都道府県は漁業権者から資源管理の状況等の報告を受けた場合には、法第 91 条の規定による指導の必要性につき検討を行う必要がある。なお、指導又は勧告の判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙 3）を添付するので、これにより運用されたい。

(1) 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき（法第 91 条第 1 項第 1 号）。

「他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしているとき」とは、例えば、漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げているとき、団体漁業権者が組合員行使権者に行使規則の遵守について指導を行わないなど行使規則の運用が不適切であるとき、通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用しているとき等が想定される。

「海洋環境の悪化を引き起こしているとき」とは、例えば、過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させているとき、漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させているとき、甚大な被害が想定されるにもかかわらず魚類防疫の観点から適切な対応がなされていないとき等が想定される。

(2) 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき（法第 91 条第 1 項第 2 号）。

「合理的な理由」とは、第 3 の 2 (2) アに掲げるように、例えば、資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っているとき、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できないとき、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できないとき等が想定される。

また、「一部を利用していない」には、区画漁業権の利用度が著しく低く実際にはより小さい区域で同程度の生産を確保できる場合や、当該区画での養殖期間を十分に利用していない場合等も含まれる。

4 漁業生産力の発展に関する計画

団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」という。）は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、組合員が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画（以下単に「計画」という。）を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとされている（法第 74 条第 2 項）。都道府県は、以下の点に配慮した取組が適切に実施されるよう、関係する漁業協同組合等に対し、必要な助言・指導を行うことが適当である。

(1) 計画の作成（別紙 4）

漁業協同組合等が計画を作成するに当たっては、組合員行使権者が計画的に漁場を利用し、団体漁業権の適切な管理を通じて地域における漁業生産が持続的に行われるよう、計画の取組内容が創意工夫あるものとするのが適当である。

また、計画においては、その計画の対象となる全ての漁業権を明らかにする必要があるが、対象となる魚種、漁業の種類、漁場の活用状況等を勘案し、複数の団体漁業権を有する漁業協同組合等が複数の漁業権をまとめた形式で作成することも可能とする。

計画については、総会、総代会又は総会の部会の決議を経ることが適当である。その際、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 48 条第 1 項第 3 号に規定する毎事

業年度の事業計画に関する決議に併せて行うなど、手続を工夫することは可能である。また、計画を作成した場合には、団体漁業権を管理する者として、例えば、ホームページに作成した計画を掲載するなど、対外的な情報発信に努めることが適切である。

(2) 計画の内容及び期間

計画は、地域の実情に合わせ、「将来の自分たちのあるべき姿」、「取り組むべき課題」等について、自ら考えていくきっかけとなるものである。地域の実情に即しつつ、組合員の漁業所得の向上、若い組合員の参画、技術や経験の伝承、資源管理の推進等に資する方法を計画の内容とすることが適当である。また、第5種共同漁業権については、増殖が義務付けられていることから、種苗生産、放流等による水産動植物の増殖を効果的に実施する方法など、実態を踏まえた計画の内容となるよう留意されたい。

計画の実施期間については、団体漁業権を有する漁業協同組合等が作成する計画であり、計画の実施状況が効果的に点検できるよう、免許期間に合わせることも適当である。

(3) 計画の点検

漁業協同組合等は、1年に1回以上、計画に記載された事項について点検を行い、その結果を記載した報告書を都道府県知事に提出するものとされている（施行規則第26条第3項）。

点検については、総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関のいずれかにおいて履行状況の確認や妥当性の評価を行い、その結果を都道府県知事に提出するとともに、理事会その他これに準ずる意思決定機関において点検を行った場合には、総会、総代会又は総会の部会に報告するよう指導を行うものとする。

点検の結果、計画の変更を要する場合については、計画の作成時と同様の手続によるとともに、作成時と同様に、自らのホームページに変更した計画を掲載するなど、対外的な情報発信に努めることが適切である。

ただし、軽微な計画の変更の場合は理事会その他これに準ずる意思決定機関で決定しても差し支えない。

第5 漁業権行使規則

今回の改正により、新たに、漁業権行使規則及び入漁権行使規則（以下「漁業権行使規則等」という。）に規定する事項として、その有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合に漁業協同組合等が組合員行使権者に金銭を賦課するときはその額が追加され（法第106条第3項第3号）、当該賦課する額を含め、漁業権行使規則等は、これまでと同様、都道府県知事の認可の対象とされている（法第106条第7項）。改正法の施行の際、現に都道府県知事の認可を受けている漁業権行使規則等については、新法の認可を受けたものとみなされる（改正法附則第12条）。

このため、次の回の免許の切替えまでは改正された事項について漁業権行使規則等に盛り込む必要はないが、同規則等の内容を変更するときは、変更手続を行う必要がある。

第6 行使料その他の金銭徴収

1 行使料の基本的な考え方

漁業協同組合等有する団体漁業権をその組合員が行使する場合、漁業協同組合等は、組合員行使権者である組合員に対し、当該漁業権の管理上必要な経費として行使料を徴収することができるが、その内容について組合員の理解を得つつ定める必要がある。

なお、漁業権の管理上必要な経費として行使料を徴収するものであり、漁業協同組合等の経営改善を目的として徴収することは適当でなく、漁業権の管理目的以外に徴収する場合には、水産業協同組合法に基づく賦課金等として適切に対応するよう指導されたい。

行使料は、知事の認可を受けた行使規則により徴収される必要がある（法第106条第7項）。また、定款の定めるところにより、その額及び徴収方法について総会の決議を経る必要がある（水産業協同組合法第22条第1項並びに第48条第1項第4号及び第9号）。

都道府県においては、漁業権行使規則の認可時のみならず、行使料の収納及び管理についても透明性及び公平性が確保されるよう、適切に助言又は指導を行う必要がある。

2 行使料の内容

行使料の内容として合理性があるものとしては、当該漁業権に係る監視・取締り、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理等、直接漁場の管理に必要な経費のほか、当該漁業権の管理上必要な通信費等の間接的な経費が挙げられる。

一方、行使料に含めることが妥当でないものとして、例えば、以下のものが挙げられる。

① 実施されていない役務に対する金銭徴収

実際には漁場の監視を行っていないにもかかわらず監視料を積算するなど、不要の経費を含めるもの。

② 支払金の名目と実際の使途が異なる金銭徴収

団体漁業権ではないにもかかわらず行使料の支払いを求めるなど、行使料の名目と実態が異なるもの。

③ 内容が合理的でない金銭徴収

合理的な理由なく他の組合員と比べて不当に高い行使料を徴収するなど、行使料の内容が合理的でないもの。

3 行使料の算定

行使料の算定に当たっては、漁業権の管理に要する経費を踏まえつつ、人件費、旅費、消耗品費、漁場監視に係る船舶の維持・管理費等、役務に係るコストを把握した上で金額を提示し、地域の実情に即した漁業及び養殖業が円滑に行われるよう関係者の相互理解を十分に図り、金額を設定することが適当である。なお、必ずしもコストが明らかにならない場合であっても、面積割、生産量、生簀の台数等、合理的な費用の算出を行う必要がある。また、合理的な理由なく行使料に著しい格差を設けないようにする必要がある。特に魚類養殖については、都道府県は、漁業権行使規則の認可に当たって、行使料が理由なく周辺地域と比して著しく高い設定が行われている場合は、認可しないことが適切である。

この場合、例えば、組合員行使権者が費用の妥当性を確認できる算定根拠と金額を明示した上で総会に諮るとともに、閲覧できるよう関係資料を備え付けておくなど、透明性を確保する必要がある。

4 その他の金銭徴収

公共水面を立体的・重複的に利用する漁業や養殖業については、漁業種類間や他の海

面利用との間での調整が不可欠であることから、一般的に地元の漁業者を組合員とする漁業協同組合等の役職員が必要な調整を行って対処している。また、漁業協同組合等は漁場環境維持や漁場監視などの漁場において漁業を営むに当たって必要となる取組を行っている。これらの実施に当たっては漁業協同組合等において一定の経費が発生し、組合員以外の者も含む海面利用者に対し、応分の負担を求める必要が生じる場合もある。

漁業協同組合等が海面利用者からこのような応分の負担を求めるために金銭を徴収するに当たっては、書面によることとし、その内容・使途や算定根拠について合理性・妥当性があり、かつ、その収納及び管理についても透明性・公平性が確保される必要がある。また、徴収する趣旨に合致する適切な名目を整理する必要がある。

したがって、都道府県においては、以下に掲げるような金銭徴収は行わないよう、適切に助言又は指導を行う必要がある。

- ① 実施されていない役務に対する金銭徴収
- ② 支払金の名目と実際の使途が異なる金銭徴収
- ③ 支払金の内容が合理的でない金銭徴収

第7 沿岸漁場管理

1 基本的な考え方

都道府県知事は、海区漁場計画において、水産動植物の生育環境の保全等のため保全活動を実施すべき漁場を保全沿岸漁場として設定し（法第 62 条第 2 項第 2 号）、当該保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合等、一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により沿岸漁場管理団体として指定することができる（法第 109 条）。

なお、漁場の保全活動を本制度によらず漁業協同組合等の自主的な活動として行う場合には、従前どおり実施することが可能である。

沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施状況、収支状況その他の省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないこととされている（法第 112 条第 2 項及び施行規則第 33 条）。

都道府県は、保全活動の内容や実施状況について、1 年に 1 回以上の報告を受ける際、当該活動内容や実施状況を確認し、必要に応じて修正を求めるなど指導を行う。

また、都道府県は、施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に定める「保全活動の収支状況」についても根拠資料等を確認し、必要に応じて保全活動の適切な実施を確保するための指導を行う。さらに、保全活動に要する経費の収納と管理については、保全活動の収入と費用が分かるよう出納帳を整備するとともに、組合員及び受益者が閲覧可能な状態で保存するものとする。

都道府県は、施行規則第 33 条第 2 項に規定する日までに沿岸漁場管理団体が保全活動の実施状況の報告を行わない場合は、指導等により是正させるとともに、必要な場合には法第 176 条に基づき報告徴収を行うものとする。

2 沿岸漁場管理規程の内容

沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない（法第 111 条第 1 項）。

都道府県においては、透明性かつ合理性のある沿岸漁場管理規程が作成されるよう、別紙 5 の沿岸漁場管理規程例を参考に、適切に助言又は指導することが適当である。

(1) 保全活動に要する費用

沿岸漁場管理団体が、受益者から保全活動に要する費用の一部を徴収しようとするときは、透明性を図る観点から、その額、算定の根拠及び用途を沿岸漁場管理規程に定める必要がある（法第 111 条第 2 項第 8 号）。なお、当該費用には、①赤潮のモニタリング活動における採水や分析等に要する経費、②漂流物及び漂着物の除去活動における人件費や処分等に要する経費、③干潟の保全活動における人件費や機器・資材等に要する経費等が該当することと想定される。

ここでいう「受益者」には、保全活動により保全沿岸漁場において利益を受けることが見込まれる者のうち、沿岸漁場管理団体の構成員たる活動従事者は含まれない。漁業協同組合等が沿岸漁場管理団体である場合、その組合員は、通常、漁業協同組合等が実施する活動を踏まえた賦課金等を既に負担していることから、保全活動に関する費用の算定根拠等を改めて管理規程に定め、負担させる必要はない。漁業協同組合等の組合員以外から保全活動に要する費用を徴収する場合は、管理規程を定めるべきである。

また、第 6 の行使料における考え方等を踏まえ、当該費用の収納及び管理についても透明性及び合理性が確保されるようにする必要がある。

(2) 保全活動への協力のあっせん

沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に対し、当該協力を得るために必要なあっせんをすべきことを求めることができる（法第 113 条）。

「あっせん」とは、話し合いが円滑に行われるようにその機会を用意すること等であり、都道府県においては、保全活動が漁業者等の自主的な活動であることを尊重し、あくまでも自主的な解決が図られるよう配慮すべきである。

3 沿岸漁場管理規程の認可

沿岸漁場管理規程の認可の申請は、例えば、漁業協同組合等が行う場合には、総会又は総代会の決議を経て行う必要があるため（水産業協同組合法第 48 条第 1 項第 11 号）、免許の申請と同時にすることが適当と考えられる。

都道府県知事は、沿岸漁場管理規程の認可をしたときは、沿岸漁場管理団体の名称等に併せて認可をした沿岸漁場管理規程を公示しなければならない（法第 111 条第 6 項及び施行規則第 32 条）。

第 8 海区漁業調整委員会等

1 委員の選任

(1) 委員選出の基本的な考え方について

今回の法改正において、委員の選出方法が公選制から議会の同意を要件とする都道府県知事の任命制に変更された（法第 138 条第 1 項）。このため、漁業者又は漁業従事者を主体とした海区漁業調整委員会の役割の重要性が今後も増していくことを踏まえ、その職務を適切に行うことができる者がより透明なプロセスを経て選出されるようにする必要がある。

また、これまで漁業者・漁業従事者委員の定数が法定されているなど、委員構成の変更が行いにくかったところであるが、今回の法改正により、地域の実情に応じて、一定の範囲内で委員の上限を変更することができるとともに、地域別や業種別など委員の内

訳も実情に応じて定められることとなった。従来に比べて柔軟な委員構成が可能となっており、水面の総合利用や中長期的な漁業の活性化といった観点から、漁業種類や操業区域、年齢や性別にも著しい偏りが生じないように配慮して幅広く委員を選任することが期待される。

(2) 推薦・募集の開始

都道府県知事は、委員の任命を行うに当たっては、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をし、結果を公表・尊重しなければならない（法第 139 条）。

この際、委員選任案の同意を行う都道府県議会又はその議員が推薦を行うことは、委員の選出に当たって著しく公平性・透明性を欠くものであり、認められない。また、言うまでもなく反社会的勢力の構成員や関係者が委員となることは適切ではない。

(3) 推薦・募集の期間及び推薦・応募状況の公表

推薦・募集の期間は、おおむね 1 か月としなければならない（施行規則第 46 条第 2 項）。委員の選出についての公正性・透明性を確保する観点から、その期間は少なくとも 24 日以上とする必要がある。

推薦・応募の状況については、推薦・応募の書面の記載事項のうち住所を除き、インターネット等により、推薦・募集の期間の中間時点において一度公表し、当該期間の終了後は遅滞なく公表しなければならない（法第 139 条第 2 項及び施行規則第 45 条）。推薦・募集の期間の中間時点において、候補者の数が定数に達していない場合や委員の過半を漁業者・漁業従事者委員とする要件を満たしていない場合には、候補者不在の地域や団体等に働きかけを行うことが求められる。

また、推薦・募集の期間、書類の提出方法その他推薦・募集に関し必要な事項は都道府県知事が定め、インターネット等により公表しなければならない（施行規則第 46 条）。

「推薦の求め及び募集に関し必要な事項」としては、例えば、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有することや海区漁業調整委員会の設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項について利害関係を有しないことを確認するための資料等の提出を求めることを定めることなどが考えられる。

(4) 候補者数が定数を超えた場合又は定数に満たない場合

都道府県知事は、推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数を超えた場合その他必要と認める場合には、関係者からの意見の聴取その他の任命過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずることが適当である。

ここでいう「必要な措置」については、都道府県知事が自ら考案するものでよいが、例えば、

- ① あらかじめ選定基準を策定して公表すること
 - ② 選定委員会を設けること
 - ③ 推薦を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聴くこと
- 等が考えられる。

また、海区漁業調整委員会が漁業者・漁業従事者を主体とした組織であることや、地域により漁業の実態が異なることを踏まえ、例えば、漁業者・漁業従事者委員について、推薦人の数、推薦団体の活動内容や構成員の属性からみて当該団体が地域の漁業者を代表しているか、漁業調整の能力や経験等について評価し、その意見を優先的に取り扱うといった基準をあらかじめ規則等で設けることなども想定される。さらに、海区漁業調

整委員会は、漁業者・漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員など異なる立場の委員から構成されるため、どの立場の委員を何名求めるかをあらかじめ明らかにした上で推薦又は募集をすることも考えられる。

推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数に満たなかった場合には、

- ① 推薦・募集の期間を延長すること
- ② それぞれの分野の関係者に対して積極的に働きかけること

等により定数を満たすよう努力する必要がある。このような努力を行ってもなお定数を満たすことが困難な場合には、推薦を受けた者及び募集に応募した者以外の適当と認める者の中から、都道府県知事が委員の候補者とすることも可能である。

(5) 委員の任命

委員の任命については、議会の同意が必要であり、都道府県知事による専決処分をすることはできない。これは、「委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う」こととされているため（法第 143 条第 3 項）、委員の任期満了により海区漁業調整委員会の事務が直ちに停滞することではなく、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないという都道府県知事が専決処分をする理由に該当しないと考えられるためである。

2 委員を任命する際の要件

(1) 委員の任命

委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が任命する（法第 138 条第 1 項）。

なお、以下の者は委員となることができない（法第 138 条第 4 項）。

- ① 年齢満 18 歳未満の者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者

(2) 漁業者等の要件

漁業に積極的に取り組んでいる漁業者の意見が委員会の運営に的確に反映されるよう、都道府県知事は、委員の任命に当たっては、漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めるようにしなければならない（法第 138 条第 5 項）。

漁業者又は漁業従事者の範囲については、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、拡張し、又は限定することができるため、地域の実情に応じて柔軟な委員構成とすることができる（法第 138 条第 6 項）。

(3) 学識・中立委員の任命

委員会は、利害が相反する漁業調整、資源管理のために特定の漁業や操業区域等を制限する指示、漁業者だけでなく遊漁者に対する規制等に関する意見等を行っており、その公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、漁業分野以外の者の意見を反映させることが適当である。

このため、都道府県知事は、委員の任命に当たっては、委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない（法第 138 条第 7 項）。

ここでいう「委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者」は、特定の資

格等が求められるものではなく、弁護士、司法書士、行政書士等のほか、例えば、会社員、消費者団体関係者、教育関係者などが該当し得る。

なお、(2)の要件を満たす漁業者又は漁業従事者は、学識・中立委員ではなく、漁業者・漁業従事者委員として選任することが適当である。また、学識経験委員については、漁業に関する専門性を有する学識経験者等を選任することが適当である。

(4) 女性・若者の積極的な登用

都道府県知事は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない（法第138条第8項）。

このため、それぞれの委員会内における漁業者の年齢別・性別構成を踏まえた上で、女性や若者が推薦を受け、又は募集に応募するように、漁業協同組合の女性部や青年部に推薦を求めるなど、働きかけを行い、女性や若者について適切に任命することが重要である。

3 任命後の留意事項

漁業者等が委員の過半数を占めることとする要件や利害関係を有しない者が含まれることとする要件は、任命時に満たしていれば足り、仮に任期途中で委員が漁業者でなくなったこと等によって任期途中で要件を満たさなくなった場合に、直ちに当該委員が辞任する必要はない。

なお、委員が1名欠員するごとに委員を補充する必要はないが、委員の欠員が生じたことにより委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに委員を任命することが適当である。この場合には、通常の選任方法と同様に、都道府県知事が推薦・募集を行う必要がある。このため、委員が欠けている場合には、円滑な委員の補充となるよう、少なくとも1年以内に新たな委員を選任できるよう推薦・募集を行うなど、適切な運用が求められる。

また、欠員により、漁業者等が委員の過半数を占めることとする要件や学識経験を有する者及び利害関係を有しない者が含まれることとする要件を満たさなくなった場合には、当該要件を満たす委員を速やかに任命する必要がある。

4 委員の定数等

委員の定数は、原則として15人であるが、地域の実情に応じた委員構成とすることができるよう、10人から20人までの範囲内において、条例で増加又は減少することができる（法第138条第2項）。

5 委員の任期の経過措置

今回の法改正では、各現場で混乱なく円滑に新制度に移行できるよう、改正法の公布の際現に在任する委員については、令和3年3月31日まで任期を延長することとされている（改正法附則第15条第1項）。

新制度に基づく委員の定数等に関する議案の議会への提出については、任命手続に間に合うように行う必要がある。

現任委員の身分を従前のおりとするために必要な交付金の規定、選挙委員や選任委員に関する規定（任命に関する規定を除く。）等については、改正前の法を適用することとされている（改正法附則第15条第2項）。

6 情報の公表等

海区漁場計画の策定過程、資源管理の議論等について、一層の透明性を図るため、議事録をインターネット等により公表しなければならない（法第 145 条第 4 項）。また、当該議事録の公表については、会議の終了後、遅滞なく行わなければならない（施行規則第 47 条第 1 項）。なお、議事録の内容については、簡易な概要ではなく、委員の発言内容や議論の過程等が分かるものとするのが適当である。

法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇

漁業権者：〇〇漁業協同組合

年 月 日：〇年〇月〇日

部署及び担当者氏名：

チェック項目		合理的理由の有無 (注４)	該当する場合に 「✓」	判断の根拠 (注５)
1 資源管理の状況等の報告				
(１) 漁業権の免許以降、法第90条第１項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている				
(２) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している（注１）				
2 適切な判断基準				
(１) 漁業関係法令を遵守している				
(２) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している				
(３) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である				
(４) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる				
(５) 資源管理を適切に実施している				
(６) 漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）				
(７) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない				
(８) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない				
(９) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない				
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない				
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている				
(12) その他				
3 有効の判断基準				
(１) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している（注２・３・４）				
(２) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）（注４）				
(３) 漁場の全てを利用している（注４）				
(４) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている				
(５) その他				
4 評価		問題なし／問題あり		
評価理由	・・・			

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。

※ 原則として、全てのチェック項目を満たす場合に、「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず、「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。

(注1)都道府県としては、日頃から漁場の利用状況を把握・確認すべきであるとされており、海区漁場計画の策定時において、漁業権者の前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等を改めて確認する必要がある。
把握・確認をしていない場合、法第176条に基づき漁業権者に対し報告徴収を行うなどの措置を講じ把握・確認を行うこと。

(注2)「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

(注3)「相当程度」とは概ね2／3程度である。

(注4)資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(注5)チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇

漁業権者：〇〇漁業協同組合

年 月 日：〇年〇月〇日

部署及び担当者氏名：

チェック項目	合理的理由の有無 (注4)	該当する場合に 「✓」	判断の根拠 (注5)
1 資源管理の状況等の報告			
(1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている			
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等の報告事項のうち必要な事項について報告を行っている(注1)			
2 適切な判断基準			
(1) 漁業関係法令を遵守している			
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している			
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である			
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる			
(5) 資源管理を適切に実施している			
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)			
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない			
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない			
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない			
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない			
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている			
(12) その他			
3 有効の判断基準			
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)			
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)			
(3) 漁場の全てを利用している(注4)			
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている			
(5) その他			
4 評価	問題なし／問題あり		
評価理由	・・・		

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。

※ 原則として、全てのチェック項目を満たす場合に、「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず、「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。

(注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。

(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。

(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証票類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証票類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇

漁業権者：〇〇漁業協同組合

年 月 日：〇年〇月〇日

部署及び担当者氏名：

チェック項目	合理的理由の有無 (注4)	該当する場合に 「✓」	判断の根拠 (注5)
1 資源管理の状況等の報告			
漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている(注1)			
2 法第91条第1項第1号の判断基準			
(1) 漁業関係法令を遵守している			
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している			
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である			
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる			
(5) 資源管理を適切に実施している			
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)			
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない			
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない			
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない			
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない			
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている			
(12) その他			
3 法第91条第1項第2号の判断基準			
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)			
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)			
(3) 漁場の全てを利用している(注4)			
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている			
(5) その他			
4 評価	問題なし／指導		
評価理由	・・・		

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。

※ チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行うとともに、改善状況について、以下の様式を用いて確認する。

1つ以上空欄があるにもかかわらず、「問題なし」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。

※ チェックの結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断される。

(注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。

(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。

(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証票類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証票類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

5 指導の状況（指導の日 ○年○月○日 部署及び担当者氏名 ○○課 ○○ ○○）	
指導の内容	例：○年○月○日・・・
改善状況	例：○年○月○日・・・
評価・理由	改善／勧告 例：○年○月○日に現地で状況を確認したところ、改善が認められた。 ○○○について、改善に取り組んでいる。

6 勧告の状況（勧告の日 ○年○月○日 部署及び担当者氏名 ○○課 ○○ ○○）	
勧告の内容	例：○年○月○日・・・
改善状況	例：○年○月○日・・・
評価・理由	改善／取消し・行使の停止 例：○年○月○日に現地で状況を確認したところ、改善が認められた。 ○○○について、改善に取り組んでいる。

漁業生産力の発展に関する計画（区画漁業権）例

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

(1) 名称

- 〇〇漁業協同組合区画漁業権漁業生産力の発展に関する計画 又は
 〇〇漁業協同組合が有する区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

(2) 対象となる漁業権

第〇号第一種区画漁業権、第〇号第二種区画漁業権及び第〇号第三種区画漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法（生産の合理化、法人の設立等）

以下の項目を実施する。

- ※ 項目例（以下はあくまでも例であり、実情に応じて適切な内容とする。以下同じ。）
- ・ 組合員の生産する養殖水産物の品質を均一化し、飼料コストを削減するために、共同購入した飼料による飼育を推進する。
 - ・ 購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。
 - ・ 養殖コストを削減するため、組合員間での船、筏、生簀等の共同利用を推進する。
 - ・ 雇用労賃を削減するため、人手の必要な加工作業、出荷作業等の生産活動のグループ化（協業化）を推進する。
 - ・ 市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、青色申告を行うよう指導する。
 - ・ 組合員の所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通（輸出を含む）に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。
 - ・ 生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は組合員行使権者間で新たな法人の設立を検討する。
 - ・ 生産物の付加価値向上を図るため、組合員が共同で利用する加工施設を整備する。
 - ・ 組合員又は組合員行使権者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。
 - ・ 新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実施する。
 - ・ 組合員行使権者に対して、漁業関係法令、漁業権行使規則、漁場改善計画の内容に関する規制を遵守させる。
 - ・ 漁場環境の観測を行う（赤潮のモニタリング等）。
 - ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（免許期間）

第4 その他

(1) 計画の点検

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

(2) 都道府県との連携

(1) の点検結果については、1回／年以上都道府県知事に提出する。

(3) 関係機関等との連携

当該計画については、地方公共団体、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

注：団体漁業権たる共同漁業権又は区画漁業権を複数取得している場合には、複数の漁業権をまとめて作成することができる。

漁業生産力の発展に関する計画（第1種から第4種共同漁業権）例

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（1）名称

- 〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画 又は
- 〇〇漁業協同組合が有する共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

（2）対象となる漁業権

第〇号第一種共同漁業権、第〇号第二種共同漁業権及び第〇号第三種共同漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法（生産の合理化、法人の設立等）

以下の項目を実施する。

※ 項目例

- ・ 操業コストを削減するため、組合員又は組合員行使権者間での漁具、船舶等の共同利用を推進する。船底・プロペラの清掃、減速航行による燃油使用量の削減を徹底するよう指導する。
- ・ 購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。
- ・ 市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、青色申告を行うよう指導する。
- ・ 組合員での所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通（輸出を含む）に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。
- ・ 生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は組合員行使権者間で新たな法人の設立を検討する。
- ・ 新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実施する。
- ・ 組合員が相互に協力して新人漁業者の育成のための漁業研修等を実施する。
- ・ 組合員又は組合員行使権者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。
- ・ 組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（免許期間）

第4 その他

（1）計画の点検

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

（2）都道府県との連携

（1）の点検結果については、1回／年以上都道府県知事に提出する。

（3）関係機関等との連携

当該計画については、地方公共団体、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

増殖及び漁業生産力の発展に関する計画（第5種共同漁業権）例

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（1）名称

〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画 又は
〇〇漁業協同組合が有する共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画

（2）対象となる漁業権

第〇号及び第〇号第五種共同漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法（生産の合理化、法人の設立等）

以下の項目を実施する。

※ 項目例

- ・ 毎年度、内水面漁場管理委員会から示される目標増殖量に基づく増殖事業を行う。
- ・ 費用対効果の高い増殖事業の実現のため、「赤字にならないアユ放流マニュアル（国立研究開発法人水産研究・教育機構編）」等のガイドラインに基づき放流を実施する。
- ・ 遊漁者等からの意見を広く聴取した上で、河川環境に合わせた漁場の利用と、増殖行為を行う。
- ・ 漁場改善のための取組を実施する（石倉の設置、産卵場造成、魚道の改修、カワウの追い払い等）。
- ・ 漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保等のため、効率的な漁場巡回指導を行う。
- ・ 漁場の監視コスト等の削減のため、ICTを活用する。
- ・ インターネットで遊漁承認証の販売を行い、経費を削減する。
- ・ 河川の環境保全や河川を利用した地域活性化のため、地域の住民とともに新たな法人の設立を検討する。
- ・ 新規組合員を確保するため、HP等で広く募集をかける。
- ・ 遊漁者を増やすため、HPの開設、釣果情報、漁場マップの掲載、フェイスブックの活用等外部からの遊漁者に対してPRする。
- ・ 将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、子どもを対象につり教室等を実施し、川に親しむ機会を作る。
- ・ 組合員行使権者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、組合員行使権者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。
- ・ 以上の取組を効果的に実施するため、役員、職員等は、関連する研修会等に積極的に参加するとともに、組合員向けの研修会等を開催する。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（免許期間）

第4 その他

（1）計画の点検

総会（総代会、部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関でも可）において、1回／年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

（2）都道府県との連携

（1）の点検結果については、1回／年以上都道府県知事に提出する。

(3) 関係機関等との連携

当該計画については、地方公共団体、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

沿岸漁場管理規程例

〇〇漁業協同組合沿岸漁場管理規程

(目的)

第1条 この規程は、保全沿岸漁場に関し、沿岸漁場管理団体として〇〇県知事から指定を受けた〇〇漁業協同組合が漁業法第 60 条第 8 項に規定する保全活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。

※ 海区漁場計画に定めた保全沿岸漁場とリンク

(水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標)

第2条 沿岸漁場管理団体は、赤潮に関する調査を実施して養殖場の環境を保全するものとする。

(保全活動を実施する区域、期間及び内容)

第3条 保全活動を実施する区域、期間及び内容は、次の表のとおりとする。

保全活動	区域	期間	内容
赤潮のモニタリング活動	公示番号〇第〇号に定める保全沿岸漁場の区域	毎年〇月から〇月	養殖漁場の海洋環境の状況等を把握するため、赤潮プランクトンの組成及び分布等に関する分析等を行う。

(沿岸漁場管理団体の遵守事項)

第4条 保全活動の実施に関し沿岸漁場管理団体（〇〇漁協）が遵守すべき事項は次に掲げるものとする。

- 一 漁業又は労働に関する法令に違反しないこと。
- 二 反社会的勢力に関与する者を参加させないこと。
- 三 赤潮のモニタリング活動により、赤潮の発生が疑われる場合は、速やかに〇〇県水産研究所に通報すること。

(漁業者等の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項)

第5条 赤潮プランクトンの組成及び分布の分析に当たり、漁業者は分析に必要な海水を採取し、漁業協同組合の職員は分析機関へのサンプルの運搬、提供等を行うものとする。

(保全活動による利益を受ける者の範囲並びに利益の内容及び程度)

第6条 保全活動による利益を受ける者の範囲並びに利益の内容及び程度は、次の表のとおりとする。

保全活動	利益を受ける者の範囲	利益の内容及び程度
------	------------	-----------

赤潮のモニタリング活動	公示番号〇第〇号に定める保全沿岸漁場において養殖業を営む者	・赤潮の事前の発生予測や早期の発見によって、早期に生簀の移動等の対策を行うことができ、当該区域に敷設する生簀内で養殖する〇〇について、赤潮が発生した場合の被害を軽減することができる。 ・赤潮が発生した場合の〇〇のへい死を防ぐことができると見込まれる。
-------------	-------------------------------	--

(保全活動に要する費用の見込みに関する事項)

第7条 保全活動に要する費用の見込み、保全活動の実施により利益を受けることが見込まれる者であって組合員以外の者（以下「受益者」という。）から徴収する費用の用途及び額並びに算定の根拠は次の表のとおりとする。

保全活動	左に要する費用の見込み	用途 (費用の内訳)	負担金額	算定根拠	備考
赤潮のモニタリング活動	年間約〇〇万円	A 採水に係る経費 年間〇〇円 B 分析に係る人件費 年間〇〇円 C その他の経費 年間〇〇円	受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円	養殖に使用する生簀の面積を考慮し、受益者の負担金額は全体の2割とする。	均等割

(保全活動に要する費用の収納及び管理の方法に関する事項)

第8条 保全活動に要する費用の収納及び管理の方法は次に掲げるとおりとする。

- 一 受益者は、毎年3月末までに組合の指定する銀行口座に保全活動に要する費用のうち負担金額の全額を振り込むものとする。
- 二 保全活動の収入と費用がわかるよう出納帳を整備するとともに、組合員及び受益者が閲覧可能な状態で保存するものとする。

(保全活動の円滑な実施を確保するための措置)

第9条 受益者が合理的な理由なく保全活動に協力せず、2回協力を求めたにもかかわらず協力が得られないときは、〇〇漁業協同組合は、漁業法第113条第1項の規定に基づき、知事に対して当該協力を得るためのあっせんを求めるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(備考) 規約で定めることができるのは、この規程の実施規定だけであり、規程で定めるべき内容を定めることや規程の内容の上乗せ措置を定めることはできない。

○ 第2条（水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標）のその他の例

- ・ 漂着物等による漁場の効用の低下を防止する。
- ・ 耕うん等を実施して干潟を保全する。
- ・ 有用な水産動物の放流を行い、当該資源の増殖を図る。
- ・ 監視活動を行い、漁業関係法令に違反する密漁行為を抑止する。

○ 第3条（保全活動を実施する区域、期間及び内容）のその他の例

保全活動	区域	期間	内容
漂流物及び漂着物の除去活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	周年	○○漁業等の操業に当たって、漁具の破損等を防ぐため、漂流物及び漂着物の除去活動を行う。
干潟の保全活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	毎年○月から○月まで	干潟に生息する水産動植物の増殖のため、土嚢等の設置による砂の移動防止、耕うんによる底質環境の改善等を行う。
種苗放流活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	毎年○月頃	有用水産資源の増大を図るため、マダイ等の種苗放流を行う。
密漁監視活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場の区域	毎月1回程度	密漁行為の抑止のため、陸上班及び自警船による漁場利用の状況等の監視を行う。

○ 第4条（沿岸漁場管理団体の遵守事項）のその他の例

- ・ 受益者が行う漁業活動が保全活動に支障を与えていることを認知したときは、速やかに適宜の方法により、沿岸漁場管理団体に報告すること。

○ 第5条（漁業者等の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項）のその他の例

- ・ 漂流物及び漂着物の除去に当たり、漁業者及び漁業協同組合の職員は、行政、農業協同組合、NPO法人等と協力しつつ活動するとともに、漁業協同組合の職員は、当該活動に関わる事務等を行う。
- ・ 干潟の耕うん及び土嚢袋の敷設に当たり、漁業者及び漁業協同組合の職員は、市町村、NPO法人等と協力しつつ活動するとともに、漁業協同組合の職員は、当該活動に必要な物品の購入及び賃借に係る事務等を行う。
- ・ 種苗放流活動に当たり、栽培漁業公社等と協力しつつ、漁業協同組合の職員はマダイ、ヒラメ及びガザミの種苗購入に係る事務等を行い、漁業者は適切なサイズの種苗を放流するものとする。

- ・ 密漁監視活動に当たり、地元の警察署、海上保安部局等と連携して密漁を抑止するため、漁業者は主に洋上において、漁業協同組合の職員は主に陸上において監視活動を行うものとする。

○ 第6条（保全活動による利益を受ける者の範囲並びに利益の内容及び程度）のその他の例

保全活動	利益を受ける者の範囲	利益の内容及び程度
漂流物及び漂着物の除去活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁業を営む者	・ 漂流物及び漂着物の除去によって漁具、漁船等の破損や航路の閉塞を防ぐことができる。 ・ 漂流物及び漂着物の影響を受けずに効率的な操業が見込まれる。
干潟の保全活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁業を営む者	・ 干潟の底質の改善や砂の移動を防止して水産動物の生育環境を整備し、水産動物の生育を促すことができる。 ・ 漁獲量（収穫量）の維持・増大が見込まれる。
種苗放流活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁船漁業等を営む者	・ 漁獲対象となる水産資源が増加することにより漁獲量の維持・増大が見込まれる。
密漁監視活動	公示番号○第○号に定める保全沿岸漁場において漁業を営む者	・ 監視活動により水産動植物の密漁を抑止し、養殖施設（漁船等の生産設備）の破損、養殖魚類の散逸等を防ぐことができる。 ・ 水産資源の維持・増大及び持続的な漁業生産活動が見込まれる。

○ 第7条（保全活動に要する費用の見込みに関する事項）のその他の例

保全活動	左に要する費用の見込み	使途 (費用の内訳)	負担金額	算定根拠	備考
漂流物及び漂着物の除去活動	年間約〇〇万円	A 除去活動に係る人件費 年間〇〇円 ・ 〇人 × 20日 × 〇〇円 B 機器等に係る	受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営	当該漁場を利用している人数を考慮し、受益者の負担金額は全体の3割とする。	均等割

		経費 年間〇〇円 ・機器等費用〇〇円 C 処分に要する経費 年間〇〇円 D その他の経費 年間〇〇円 ・通信費〇〇円、旅費〇〇円	体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円		
干潟の保全活動	年間約〇〇万円	A 保全活動に係る人件費 年間〇〇円 ・ 〇人 × 30 日 × 〇〇円 B 機器等に係る経費 年間〇〇円 ・機器等費用〇〇円 C 資材に要する経費 年間〇〇円 D その他の経費 年間〇〇円 ・謝金〇〇円	受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円	当該漁場における利用者数でそれぞれの負担金額を均等割する。	均等割
種苗放流活動	年間約〇〇万円	A 種苗購入（生産）に係る経費 年間〇〇円 B 中間育成及び放流に係る経費 年間〇〇円	受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円	養殖に使用する生簀の面積及び当該漁場を利用する人数を考慮し、受益者の負担金額は全体	均等割

		C その他の経費 年間〇〇円 ・運搬費〇〇円 (〇人 × 10 日 × 〇〇円) ・通信費〇〇円	受益者一経営体当たり 年間〇〇円	の 3 割とする。	
密漁監視活動	年間約〇〇万円	A 監視活動に係る経費 年間〇〇円 ・ 〇人 × 200 日 × 〇〇円 B 用船料 年間〇〇円 C 機器等に係る経費 年間〇〇円 ・ 機器等費用〇〇円 D その他の経費 年間〇〇円 ・ 通信費〇〇円	受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円 受益者一経営体当たり 年間〇〇円	水揚げ金額を考慮し、受益者の負担金額は全体の 3 割とする。	実績割